

## 市政情報

### 埼玉県都市ボートレース企業団のお知らせ

同企業団は、東松山市を含む15市で構成されています。競艇事業収益からの配分金は、貴重な財源となっています。

#### ボートレース開催日

7月1日(土)～3日(月)、7月6日(木)～9日(日)、7月14日(金)～17日(祝)、7月27日(木)～31日(月)、8月5日(土)～8日(火)、8月11日(祝)～16日(水)、8月19日(土)～22日(火)、8月29日(火)～9月3日(日)、9月14日(木)～18日(祝)、9月21日(木)～25日(月)  
場 戸田ボートレース場  
埼玉県都市ボートレース企業団  
☎048-823-8711

宝くじ公式サイト  
宝くじがネットで  
購入できる！  
宝くじの収益金は、明るく住みよいまちづくりに使われます  
お問い合わせ先 TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料)  
宝くじコールセンター TEL 011-330-0777 (有料)

サマージャンボ 7 億円  
(1等5億円・前後賞各1億円併せて)  
サマージャンボミニ 3千万円  
(1等2千万円・前後賞各5百万円併せて)  
☆昨年度は1億円以上の当せんが  
埼玉県内で2本出ています！  
各1枚 300円  
7月4日(火)2種類同時発売！  
発売期間 7/4(火)～8/4(金)  
この宝くじの収益金は県内市町村のまちづくりに使われます。  
☆お求めは埼玉県内の宝くじ売り場で！

## 講座・教室・イベント

### 市民健康増進センター夏休み子ども教室

日 7月30日(日) 午前10時30分～11時30分  
対 小学生  
定 6人(先着順) ※保護者同伴  
内 夏休み工作で万華鏡を作ります。  
費 500円(入館料無料)  
申 7月30日(日) 午前10時30分までに来館又は電話  
場・問 市民健康増進センター  
☎31-2660 ☎31-2661

### ラジオ工作教室

日 8月6日(日) 午後1時30分～3時30分  
場 松山市民活動センター  
対 市内在住の小学3～6年生  
※保護者同伴可  
定 20人(申込順)  
申・問 7月21日(金)までに直接又は電話で松山市民活動センターへ。  
☎23-9311 ☎23-9312

### 子ども理科教室

日 8月19日(土) 午前10時～11時30分  
場 松山市民活動センター  
対 市内在住の小学生 ※保護者同伴可  
定 30人(申込順)  
内 ペットボトルの中で浮き沈む浮沈子を作ってみよう！  
費 100円  
申・問 8月4日(金)までに直接又は電話で松山市民活動センターへ。  
☎23-9311 ☎23-9312

### スタンドグラス入門講座

日 8月19日(土) 正午～午後5時  
場 松山高等学校  
定 20人(申込順)  
内 スタンドグラスでキャンドルスタンドを作ります。  
費 1,500円(材料費等)  
申・問 松山高等学校  
☎22-0075 ☎21-1248 松山高校HP

### 夏休み工作教室～自分の箸&ペットボトル風車を作ってみよう！～

日 7月26日(水) 午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分  
場 松山市民活動センター  
対 市内在住・在勤・在学の人(小学生の場合は保護者同伴)  
定 各回18人(申込順)  
内 公園内の間伐材を使って自分の箸を作り、ペットボトルを使って風車作り  
費 500円(保険代含む)  
持 軍手、ペットボトル、ワイヤーハンガー  
申・問 7月3日(月)～21日(金)に直接又は申込フォームから東松山文化まちづくり公社へ。  
☎24-6080 ☎24-9909 申込フォーム

### 「東松山夏まつり」開催のお知らせ

日 7月22日(土)・23日(日) 午後4時～10時(予定)  
場 本町、材木町、箭弓町、松葉町ほか  
内 7月に行われている「東松山夏まつり」を4年ぶりに開催します。各町内では神輿が渡御し、山車が繰り出します。2日目のクライマックスには材木町の四つ角に山車や神輿が集中し、競演が行われます。当日は周辺道路が交通規制されます。詳しくは市観光協会HPで確認してください。

問 市観光協会  
☎23-3344  
☎23-7775



市観光協会HP

### 在宅ワーカー育成セミナー(入門コース)

日 7月27日(木) 午前10時～正午(相談会～午後1時)  
場 WEB(Zoom)又はサテライト会場  
対 在宅ワークに興味のある女性  
内 在宅ワークの基礎知識を学びます。  
費 無料(託児利用300円/人)  
申・問 埼玉県女性キャリアセンター  
☎0120-954-510又は申込フォーム



申込フォーム

### 社会教育講座「東松山市の古墳時代」

日 7月26日(水) 午前10時～11時30分  
場 野本市民活動センター  
対 市内在住・在勤・在学の人  
定 30人(申込順)  
内 東松山市は600基を超える古墳が造られたと考えられ、古墳時代前期県内最大の集落である反町遺跡や、五領遺跡などの有名な集落遺跡があります。本講座では、東松山市の古墳時代について分かりやすくご説明します。

講師 市埋蔵文化財センター 近江哲  
申・問 7月5日(水)～21日(金)に電話で生涯学習課へ。  
☎21-1431  
☎23-2239



市HP

### SDGsシンポジウム「地域のつながりから、ミライのつながりへ」

大東文化大学100周年記念事業の一環として、東松山市・宮城県東松島市・大東文化大学が共同して海と防災からSDGsについて考えます。

日 7月15日(土) 午後1時30分～4時30分  
場 大東文化大学東松山校舎  
対 市内在住・在勤の人  
定 100人

#### 第1部 基調講演「海からみえるミライの世界」

講師：アイザワ水産代表・東松島市海苔漁師 相澤太氏

#### 第2部 パネルディスカッション「『防災×地域×自分』持続可能なミライを考える」

登壇者：  
東松山市 森田光一市長、小林明雄危機管理監  
東松島市 渥美巖市長、高橋宗也宮城県議会議員、相澤太氏  
大東文化大学 高橋進学長、田中博史教授

申 7月13日(木)までに大学HPから申込み  
問 大東文化大学100周年記念事業推進室  
☎03-5399-7403 大学HP



大学HP

### 東松山市ふるさと納税事業者向け勉強会(第1回基礎編)

日 7月14日(金) 午後6時～7時30分  
場 総合会館3階304会議室  
対 ふるさと納税制度に興味のある市内事業者  
定 50人

内 ふるさと納税制度の仕組みや寄附者にレポートしてもらうコツなど、長崎県平戸市をふるさと納税寄附額日本一に導いた元平戸市職員黒瀬啓介氏(合同会社LOCUS BRIDGE代表)を招いた勉強会を開催します。

申 前日までに申込フォームから申込み  
問 政策推進課  
☎21-1411 ☎22-5516 申込フォーム



申込フォーム

## 市税条例等の改正

地方税法等の改正に伴い、東松山市税条例等の改正が行われました。  
**軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)の延長**  
軽自動車を取得した翌年度の軽自動車税(種別割)の税額を軽減するグリーン化特例(軽課)について下表のとおり適用期間を延長しました。

区分	燃費基準	軽減率	取得期間
電気自動車等	乗用車	75%減	4月1日から令和8年3月31日まで
	貨物車		
ハイブリッド車、ガソリン車等	令和12年度基準90%達成	50%減	4月1日から令和7年3月31日まで
	令和12年度基準70%達成	25%減	

#### 特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う所要の措置

原動機付自転車から区分して新たに定義された特定小型原動機付自転車(一定の要件を満たす電動キックボード等)に係る軽自動車税種別割の税率を2,000円としました。

#### 大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の軽減措置の創設

マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画認定マンション等一定の条件を満たすマンションは、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合、工事が完了した翌年度分の固定資産税額を3分の1減額します。

#### 自動車メーカーの不正行為に関する再発防止策の強化

自動車メーカーの不正行為に起因し、軽自動車税(環境性能割・種別割)の納付不足が発生した場合における、当該自動車メーカーが納付すべき軽自動車税の不足額の加算額を、現行の納付不足額に10%を乗じた金額から、納付不足額に35%を乗じた金額に引き上げます。

問 課税課 ☎21-1438 ☎23-2238

## がんばる企業応援条例に基づく奨励金制度

市内への企業立地や既存企業の設備投資を支援するための奨励金制度を設けています。

- 対 次の全てに該当する企業
- ・令和7年度中までに操業を開始、又は設備を設置すること。
  - ・工場、流通業務施設、研究施設、本社機能を有する事業所の新設、拡張又は設備投資であること。又は東松山市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域内において、誘導施設である事業所を新設するものであること。
  - ・事業内容が、都市計画法及び関係法令に適合すること。
  - ・事業の用に供するための投下固定資産額(土地、家屋及び償却資産の取得合計額)が4,000万円以上であること。
  - ・市税等を滞納していないこと。
  - ・産業の振興に寄与するものであると市長が認めるものであること。

内 新たに増加した資産に対して賦課された固定資産税及び都市計画税に相当する額を奨励金として交付(納付分を翌年度交付)

交付対象期間 2年以内(ただし、市外から市内へ本社機能を有する事業所を移転する場合は、3年以内)

奨励金の交付を受けるためには、操業開始日又は設備設置日の翌日から起算して30日以内に奨励措置指定の申請をする必要があります。指定条件を満たしているか確認する必要がありますので、必ず事前に相談してください。

申・問 政策推進課 ☎63-5031 ☎22-5516



市HP